

CPSC 製品リコール通知の規則を提案



米国の消費者製品安全委員会(CPSC)は3月20日、2008年の消費者製品安全性改善法に基づき製品のリコール通知に対して、ガイドライン及び要件を含む提案を公表しました。

本提案は、消費者製品のメーカー(輸入業者も含む)、小売業者及び流通業者によるリコールを対象としています。リコール通知は、消費者やその他関係者に、対象製品の確認とその潜在的なリスクや、死亡の可能性について十分な情報を提供することを目的とします。その際、専門的な技術用語や法律用語は避け、簡易な用語を使わなければいけません。

次の情報がリコール通知に含まなければなりません。

- 表題及び本文に言葉「Recall」を入れること
- リコール通知の発表または公表の日付
- 製品の説明①製品の名称(非公式の及び略した名称も含む);②製品がターゲットとする年齢層(例えば、幼児、児童または成人);③製品の色及び大きさ;④製品の型番、シリアル番号、日付コード、在庫管理単位数(SKU)及び追跡ラベル(製品の表面での位置も含む);⑤製品タグ、ラベル及びその他の確認情報の識別及び所定の位置;⑥製品の写真
- リコール内容の説明①販売及び流通の停止;②流通業者、小売業者及び消費者に知らせ;③修理;④交換;⑤引取り(返金)
- リコールの数量(すべての製造、輸入及び/または市場における流通の数量を含む)
- 発生した事故の説明
- リコールを行う販売店、製品のメーカー及び小売業者の特定
- 製造及び販売された時期、価格
- 製品による発生した事件、死傷事故の説明
- 消費者への賠償の説明
- その他の情報

資料 2009年3月20日付 CPSC Federal Register Vol. 74, No. 53

商品開発箇所 白亜力